

平成 23 年 11 月 18 日

「あしぎんウィンターキャンペーン」の実施について

足利銀行（頭取 藤澤 智）は、平成 23 年 11 月 21 日（月）より、お客さまにより良いサービスを提供するために、「あしぎんウィンターキャンペーン」を実施いたします。

記

1. 内 容

- (1) キャンペーン期間中、次のお取引をいただいた個人のお客さまに、もれなく「クックドームスチーマー」をプレゼントいたします。

①投資信託	20 万円以上のご購入（MMF を除く）
②積立投信	1 万円以上の新規・増額のお申込み
③一時払年金保険 一時払終身保険	新規・増額のご契約
④外貨預金	20 万円以上の日本円からのお預入れ
⑤個人向け国債	30 万円以上のご購入
⑥円定期預金	50 万円以上のお預入れ（期間 1 年以上）

- (2) 栃木県が実施する「フードバレーとちぎ」構想を支援するため、「クックドームスチーマー」のプレゼントに加えて、次のお取引をいただいた個人のお客さまに抽選で「おいでよ！とちぎ館」の栃木県産品をプレゼントいたします。

投資信託	20 万円以上 100 万円未満のご購入で(MMF を除く)1 口応募 (100 万円以上 100 万円ごとに 1 口ずつ追加)
------	---

《栃木県産品プレゼント内容》

	商品	当選人数
A 賞	栃木県特産品セット	100 名
B 賞	ごはんの友セット	100 名
C 賞	あったか麺セット	100 名

2. 取扱期間

平成 23 年 11 月 21 日（月）から 平成 24 年 1 月 31 日（火）まで

3. 取扱店

当行本支店

※一部お取扱いできない店舗があります。

以 上

投資信託のご留意事項につきましては、次ページに記載しております。

【プレゼントの対象となるお取引における留意点】

〈投資信託(MMFを除く)・外貨預金について〉

- 投資信託(MMFを除く)については、手数料・消費税もご購入金額に含みます。すでにご契約のある積立投信でのご購入は対象となりません。
- 外貨預金については、他通貨間のお預入れも対象となります。

〈積立投信について〉

- ご契約の口数・金額にかかわらずお一人さま1回限りとなります。

〈円定期預金について〉

- 当行の普通預金・当座預金・貯蓄預金にお預入れの資金からのお振替えまたは現金でのお預入れが対象となります。
- 定期預金(自動積立定期預金を含む)の満期解約金・中途解約金でのお預入れは、普通預金・当座預金・貯蓄預金からのお振替えであっても対象となりません。
- 自動継続でのお取扱いとなります。

※下記でのお取引もキャンペーンの対象となりますので店頭までお申出ください。

- ・インターネットバンキングによる投資信託のご購入、積立投信のお申込み、円定期預金のお預入れ
- ・ATMによる円定期預金のお預入れ

〈キャンペーンの対象となるプラン〉

- ・資産運用プラン「ゆめ・かなえ・たまえ」
- ・退職金専用資産運用プラン
- ・外貨定期預金特別金利プラン

【その他】

- 投資信託のプレゼントは平成24年2月中旬頃に抽選を行い、平成24年2月末頃にお届けのご住所に発送いたします。
- 上記期間中であっても、金利環境の変化等により当行の判断で予告なく本キャンペーンの内容変更・中止をする場合があります。

【投資信託(積立投信を含む)、保険商品、外貨預金、個人向け国債に関するご留意事項】

各商品のお申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面(投資信託の場合は、目論見書・補完書面)、保険商品の場合は、契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり・(定款)・約款および特別勘定のしおり(変額保険商品のみ)」をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」などは、当行本支店の店頭にご用意しております。当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、予めご了承ください。なお、一部お取扱できない店舗があります。

投資信託(積立投信を含む)について

投資リスク 投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

費用等 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大 3.15%(税込))がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差し引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差し引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

- 投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。

保険商品について

投資リスク ●変額保険商品は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替相場の変動により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。●定額保険商品のなかには、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映される商品があります。この商品の場合、市場金利の変動により解約返戻金が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。●外貨建保険商品は、為替相場の変動により、お受取りになる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取りになる円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。●保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも削減が行われることがあります。

費用等 ●商品によっては、契約初期費用、保険関係費用、資産運用関係費用、また途中で解約された場合は解約控除等の費用をご契約者さまにご負担いただく場合があります。その際、商品によってご負担いただく手数料の項目・呼称・手数料率・計算方法(合計額を算出する方法も含む)等は異なるため、一律の算出する方法を表示することができませんのでご了承ください。

- 保険商品は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●保険商品は各保険会社を引受会社とする商品で、当行は各商品における契約締結の媒介をおこないます。●保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。●各商品に関する内容をご説明させていただく前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。●法令上の規則を踏まえ、商品によっては、お客さまの当行への融資お申込状況やお勤め先等により、当行でお申し込みいただけない場合があります。

外貨預金について

投資リスク 外貨預金は、為替相場の変動によりお引出し時の円貨額がお預入れ時の円貨額(投資元本)を下回るおそれがあります。

費用等 お預入れ時の円貨から外貨への換算レートには当日の TTS レート(対顧客電信売相場)を、お引出し時の外貨から円貨への換算レートには当日の TTB レート(対顧客電信買相場)をそれぞれ適用します。そのため、為替相場の変動がない場合でも換算レートの差(TTS-TTB、米ドルの場合 2 円、ユーロの場合 3 円、オーストラリアドルおよびニュージーランドドルの場合 4 円)があるため、円に戻した際、投資元本を下回るおそれがあります。お預入れ・お引出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法を表示することができませんのでご了承ください。

- 外貨預金は、預金保険の対象ではありません。●当行の信用状況により、お客さまが損失を被るリスク(信用リスク)があります。●外貨定期預金において中途解約は原則としてお取扱できません。ただし、やむを得ない事情により中途解約する場合には、外貨普通預金の利率が適用となります。また、中途解約に伴う損害金をご負担していただく場合があります。

個人向け国債について

投資リスク 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

費用等 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。ただし、「初回の利子の調整額」が必要となる場合があります。

- 公共債は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●償還日(満期日)に額面金額にて償還されます。

※ マル優・特別マル優のお取扱いは、障害者の方や寡婦年金等を受給されている方などが対象になります。

<中途換金について> ●個人向け国債の利払時期には、中途換金のできない期間があります。●個人向け国債を中途換金する際は、原則として(※1)「変動 10 年」は「直前 2 回分の各利子(税引前)相当額×0.8」、「固定 5 年」(※2)は「4 回分の各利子(税引前)相当額×0.8」、「固定 3 年」は「2 回分の各利子(税引前)相当額×0.8」により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。●「変動 10 年」、「固定 3 年」は発行から 1 年間、「固定 5 年」(※2)は発行から 2 年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。

※1 発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある本店または支店にお問い合わせください。

※2 個人向け国債「固定 5 年」について、既に発行されている国債を含め、平成 24 年 4 月から中途換金禁止期間は 2 年が 1 年に、中途換金調整額は利払 4 回分が 2 回分に変更になります。詳しくは財務省ホームページ(<http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/index.html>)をご覧ください。

(平成23年11月18日)